

NPO 法人岡崎まち育てセンター・りた行動計画
(次世代育成支援法に係る一般事業主行動計画)

■働きやすい雇用環境の整備をすることで、職員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日 ～ 2028年3月31日 (5年間)

2. 内容

目標 1 : 計画期間内の育児休業の取得状況を次の水準以上とする
女性職員 : 計画期間内の休業取得率が 80%以上であること
男性職員 : 計画期間内の休業取得率が 60%以上であること

- ・ 2023年4月～ 制度に関するチラシを作成し、職員に配布。(従前より継続)
※その後も、関連法規の改正等があれば随時周知を行う。
事務局による面談を行う。(従前より継続)
- ・ 2023年4月～ 制度利用者に対するアフターフォローの面談を実施。
- ・ 2023年8月～ 男性・女性共に、職員が育児休業を取得しやすい環境の整備について、検討を開始する。(該当職員へのヒアリング等)
- ・ 2024年1月～ 検討結果を踏まえた制度運用・環境改善を試行的に開始。
- ・ 2024年7月～ 試行結果を反映させた制度等の改善を行う。
※その後も、面談・ヒアリング～改善を継続的に実施。

目標 2 : 就労継続しやすい労働環境のための柔軟で多様な働き方の整備

- ・ 2023年4月～ フレックスタイム制の適用範囲拡充
- ・ 2024年1月～ 時差出勤、フレックスタイム、在宅勤務制度等の運用について見直しの開始、職員にアンケートを実施
- ・ 2024年7月～ 時差出勤、フレックスタイム、在宅勤務制度等の改善提案を反映させた制度運用・環境改善を試行的に開始
- ・ 2025年1月～ 試行結果を反映させた制度等の改善を行う。
※その後も、アンケート実施～改善を継続的に実施。

以上